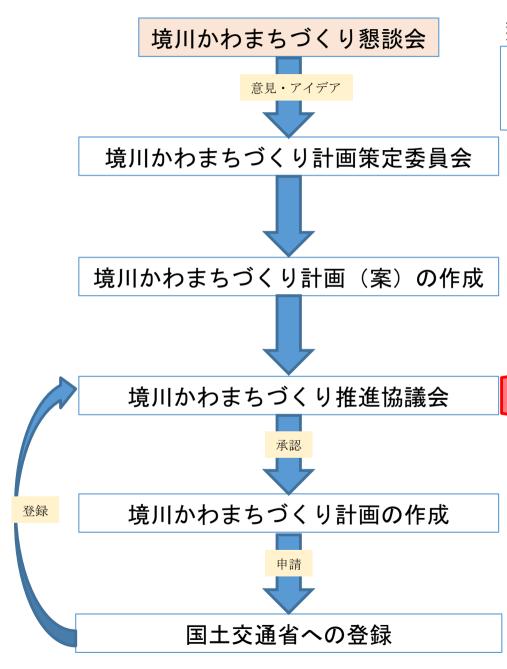
懇談会の位置づけ及び 今後のスケジュール(案)について

令和4年2月10日



懇談会

市民や事業者が地域の魅力やアイデアを出しながら、かわまちづくりに向けて話し合う場です。ここで検討されたアイデアが、かわまちづくり計画に盛り込まれます。

- ・ 境川を利用する市民・利用者が主体の エリアマネジメントの体制の構築
 - 境川かわまちづくり計画の推進・継続

令和5年度まで(予定)

令和6年度~

今後のスケジュール (案)

各年度スケジュール	検討・推進主体	浦安市 市民 関係団体 学識者 河川管理者
令和3年度	【懇談会】 市民や事業者が地域の魅力やアイデアを出しながら、かわまちづくりに向けて話し合う場です。市と関係者がつながりを持っていく計画策定前の準備段階の場です。自治会、関係団体とのきめ細やかな調整を行います。	
令和4年度	【計画策定委員会】 懇談会で出たアイデア等について議論し、合意の下にかわまちづくり計画(案)を策定する場です。 ↓ 【推進協議会】 かわまちづくり計画策定の承認を行い、市、河川管理者、地域住民、民間事業者で構成され、水辺利活用の推進に向けた活動を継続的に実施する場です。かわまちづくりの計画の推進主体は本協議会となります。 条例による設置を目指しています。	【計画策定委員会】設置要綱による設置 ・令和4年度は計画策定委員会による「かわまちづくり計画(案)」の作成を目指します。 【推進協議会】条例による設置 ・推進協議会の条例制定及び推進協議会による「かわまちづくり計画」の承認を目指します。 (※附属機関の取扱について調整中) 「庁内ワーキング(会議・勉強会形式のr協議会の下部組織)
令和5年度	【推進協議会】 かわまちづくり計画策定の承認を行い、市、河川 管理者、地域住民、民間事業者で構成され、水辺 利活用の推進に向けた活動を継続的に実施する場 です。かわまちづくりの計画の推進主体は本協議 会となります。	【推進協議会】条例による設置 ・「かわまちづくり計画」の国への登録を目指します。 ・以降、活動の継続的実施、かわまちづくり計画の推進を行います。 「庁内ワーキング (会議・勉強会形式の 協議会の下部組織)